

4月6日～4月15日

春の全国交通安全運動が始まります

## 安全は ゆとりの心と マナーから

4月は新入学の時期。新入生は慣れない道を通学します。

### 自動車運転者へのお願い

通学する児童や生徒を見かけたらその行動に十分注意し、減速・徐行・一時停止するなど思いやりのある運転に努めましょう。

### 歩行者へのお願い

歩行者は、道路を横断するときは必ず安全を確認し、無理な横断はやめましょう。また、薄暮時や夜間の外出では、反射材用品を着用しましょう。

〈平成25年の交通事故状況〉

	発生件数 (前年比)	負傷者数 (前年比)	死亡数 (前年比)
茨城町	183 (△53)	235 (△54)	1 (△5)
茨城県	13,280 (△1,452)	17,278 (△2,170)	163 (+21)

【問合せ先】 みどり環境課 ☎240-7135

## 水道料金等の改定について

消費税率の改定に伴い、水道料金及び公共下水道使用料については平成26年5月期分から、水道加入金については平成26年4月1日から料金が改定されます。なお今回の改定は消費税率の引き上げによるものであり、本料金の改定はありません。

また、平成26年4月1日以降に開栓してお使いになる場合は、4月期分であっても消費税率8%での請求となります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### ○水道料金

表1 消費税率引き上げ後の水道料金の影響額の例 (単位：円)

メーター口径	使用水量	税率5%	税率8%	差額
13mm	10 m <sup>3</sup> /月	1,879	1,933	54
	20 m <sup>3</sup> /月	3,979	4,093	114
	30 m <sup>3</sup> /月	6,289	6,469	180
20mm	10 m <sup>3</sup> /月	2,047	2,106	59
	20 m <sup>3</sup> /月	4,147	4,266	119
	30 m <sup>3</sup> /月	6,457	6,642	185

※1円未満端数切り捨て

### ○水道加入金

表2 消費税率引き上げ後の水道加入金の影響額の例 (単位：円)

メーター口径	税率5%	税率8%	差額
13mm	94,500	97,200	2,700
20mm	210,000	216,000	6,000
25mm	315,000	324,000	9,000
30mm	472,500	486,000	13,500
40mm	787,500	810,000	22,500
50mm	1,102,500	1,134,000	31,500
75mm	1,575,000	1,620,000	45,000

### ○公共下水道使用料金

表3 消費税率引き上げ後の影響額の例 (単位：円)

使用水量	税率5%	税率8%	差額
10 m <sup>3</sup> /月	1,260	1,296	36
20 m <sup>3</sup> /月	2,625	2,700	75
30 m <sup>3</sup> /月	4,200	4,320	120

※1円未満端数切り捨て

### ○農業集落排水事業使用料

農業集落排水事業使用料金は平成26年4月1日より料金が改定されます。

農業集落排水事業使用料は、基準日を毎月1日としているため、4月納入分から改正されます。ご理解とご協力をお願いいたします。なお、今回の改定は消費税率の引き上げによるものであり、本料金の改定はありません。

表4 消費税率引き上げ後の影響額の例 (一般世帯の場合) (単位：円)

使用人員	税率5%	税率8%	差額
3人	3,150	3,240	90
4人	3,675	3,780	105
5人	4,200	4,320	120

※1円未満端数切り捨て

### 【問合せ先】

- 水道料金・水道加入金…水道課 ☎029-292-0235
- 公共下水道使用料金…下水道課 (公共下水道グループ) ☎029-240-7127
- 農業排水事業使用料…下水道課 (農業排水事業グループ) ☎029-240-7128



## 賃貸住宅の退去時のトラブルにご注意を！

春は、進学や就職、転勤などに伴う引っ越しのシーズンです。この時期は、アパートやマンション等の賃貸住宅の退去時のトラブルが多数報告されます。

トラブルを未然に防止するためには、入居時に契約書の内容や「特約」がある場合には、借主に一方的に不利な内容が盛り込まれていないかなどをよく確認し、管理者(貸主)と立会いのうえで、室内等の汚れの状態や損傷の有無などを確認し、写真を撮るなど証拠として残しておきましょう。

### 【事例】

退去時に立ち会いを行い、家主から口頭でクロス張替え3か所やエアコンのクリーニング代を支払うように言われた。これは納得していた。契約書には、ルームクリーニング代は家主と借主が折半で負担する旨の記載があり、説明も受けている。

しかし、退去後1ヵ月経っても修理代の請求が来ないので、家主に連絡したところ、立ち会い時には指摘されなかったロールカーテン代、フローリング汚れの掃除代を請求すると言われた。納得がいかない。(国民生活センター報道発表資料より抜粋)

### 【説明】

国土交通省では、賃貸住宅の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成しています。その中で、借主の通常の使用による損耗等(通常損耗)や建物・設備等の自然的な変化・損耗等(経年変化)は家主が負担すべき費用としています。ただし、通常の使用を超えるような故意・過失による損耗の場合は、借主が負担すべき費用としています。

なお、これはあくまでもガイドラインであるため法的な強制力はありませんが、原状回復の考え方の指針となっています。詳しくは、国土交通省のホームページ、住宅・建築内の原状回復をめぐるトラブルとガイドラインをご参照ください。

【問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎(291) 1690

